

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

和泊町は全ての比率において早期健全化

(経営健全化) 基準をクリアしています

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により,健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

○健全化判断比率

(単位: %)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
和 泊 町	—	—	1 6 . 6	7 . 3
早期健全化基準	1 5 . 0 0	2 0 . 0 0	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため,「—」を記載した。

○資金不足比率

(単位: %)

企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 %
下水道事業会計	—	

※資金不足比率がないため「—」を記載した。